

【増設・移設】佐世保市の企業立地優遇制度（奨励金）

◎ 市内で事業所を **増設** 又は **移設** される場合（市内事業者）

令和6年9月27日以降 佐世保市 企業立地推進室

【対象業種】

- | | |
|------------------------------------|---------------------------------|
| (1) 製造業（工場） | (2) 研究所 |
| (3) その他事業所… | |
| ① 製造業に係る新技術研究・設計・開発・試験関連 | ② ソフトウェア関連 |
| ③ 事務処理やコール、ITサポートなどのビジネス支援受託サービス関連 | ④ シェアードサービスなど自社やグループ内の機能の強化拡大関連 |

【要 件】

業 種	区 分	要 件		備 考
		投下固定資産額	新規常用雇用者数	
(1) 製造業（工場）	大企業	1億円以上	10名以上	○「投下固定資産額」は新設に当たり取得した土地・建物・償却資産及び、リースした機械設備のリース料(3年分)の合計で判断します。 ○「新規常用雇用者数」は移設や増設により新たに雇用された雇用保険被保険者で、1年間以上の継続雇用がある方となり、移設・増設前の雇用者数から純増となる人数です。
	中小企業	3,000万円以上	5名以上	
(2) 研究所	大企業	3,000万円以上	10名以上	
	中小企業	1,000万円以上	5名以上	
(3) その他事業所	大企業	2,000万円以上	10名以上	
	中小企業	1,000万円以上	5名以上	

◎ 奨励金は要件を達成していただいたからの交付となります。（未達成期間も交付期間の算定に含みます。）

【奨励金】

種 別	内 容（交付額）	交付期間・交付限度額
(1) 土地取得奨励金	(用地を購入した場合) 土地の固定資産評価額の1/2 ※土地取得後、3年以内に操業を開始していただく必要があります。 ※売買価格が固定資産評価額を下回る場合は売買価格の1/2 ※公的工業団地を取得する場合は売買価格の1/3	2億円
(2) 土地等賃借奨励金	(土地や建物を賃借した場合) 賃借料の1/2	3年間 総額 6,000万円(年2,000万円)
(3) 立地奨励金	土地・建物・償却資産の固定資産税相当額 ※移設又は増設に当たり取得したものに限りです。	3年間 1億円
(4) 雇用奨励金	雇用者1人50万円、短時間15万円 (新卒者又はU I ターン者は更に10万円加算) ※移設又は増設した施設で新たに雇用された本市住民登録者の雇用保険被保険者	3年間 1億円(1人1回限り)
(5) 工業用水再利用施設整備奨励金 (※ 3)	(一定の能力をもつ水使用量削減施設を整備した場合) 対象経費の50～65%(整備額に応じて奨励率が変わります。)	6,500万円

※ 3「工業用水再利用施設整備奨励金」は新設・移設・増設を伴わない施設整備であっても処理能力が一定要件を満たす場合は奨励制度の対象となります。

(6) オフィスビル整備促進奨励金 (ワイルドの整備者への奨励金です)	(一定の規模や機能をもつオフィス床を整備し、そこに奨励金の指定事業者が入居し操業を開始した場合) 整備費の15%	2億円
--	--	-----

◎ 企業立地の優遇制度を簡略してご案内しています。詳しくは企業立地推進室までお尋ねください。

◎ 奨励金は、申請など諸手続きの後、要件の成就や支出内容等を確認させていただいたからの交付となります。